

REGLAMENTO DE LA LEY ORGÁNICA DE HIDROCARBUROS 2026

19 de julio de 2026

PRESIDENCIA DE LA REPÚBLICA
Decreto N° 5.381, mediante el cual se dicta el Reglamento de
la Ley Orgánica de Hidrocarburos.

PRESIDENCIA DE LA REPÚBLICA

Decreto N° 5.381

07 de julio de 2026

（出所）TuGacetaOficial “ベネズエラ政府 炭化水素法の施行規則を公表、案件区分ごとの税制度を規定”

炭化水素法の施行規則

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

2 026年7月7日、ベネズエラ政府は「[炭化水素法（LOH）施行規則](#)」を官報特別号第7

052号にて公布した。

同施行規則は、2026年1月に改正されたLOHを実施するため、探鉱、採掘、生産、輸送、貯蔵、原油改質、製油、販売、税制、監督、環境管理などに関する具体的なルールを定めたものである。

本稿では、LOH 施行規則の重要ポイントを紹介し、次に税率、特に「Greenfield（新規開発案件）」の適用税率と仕組みについて紹介したい。

施行規則の重要ポイント

最初に LOH 施行規則の重要ポイントを簡単に紹介したい。

（1）提出した事業計画の履行は事業者の義務

同施行規則では、石油事業を行う企業が、事業計画や事業形態を炭化水素省へ提出し、承認を得る手続きが定められた。

事業実施を希望する企業は、対象地域、事業計画案、対象地域の資源見通しおよび事業モデルに関する資料を提出しなければならない（第12条）。

炭化水素省は、この申請を受けて企業の技術力、財務力、適格性、事業計画を審査する（第14条）。

なお、炭化水素省へ提出する「**事業計画**」は、**投資額、操業費および事業日程を定める基本文書であり、その提出と履行は事業者の義務**とされている（第2条35号）。

したがって、事業計画は単なる申請時の参考資料ではなく、承認後は事業者の投資・生産上の義務となる。

（2）案件区分に応じた税率設定

施行規則では、**石油開発案件を「Greenfield（新規開発案件）」、「Brownfield（開発済み鉱区案件）」、「超重質油案件」に区分し、それぞれ異なる税率を適用している**（詳細は後述）。

案件区分は、炭化水素省が事業計画を審査し、炭化水素法第51条および第56条に定められた技術・経済基準に照らして案件を分類する。

このため、新規投資であっても、対象鉱区に既存インフラが存在するか、過去に操業実績があるか、超重質油の改質を伴うかなどによって、適用税率が異なる可能性がある。

（3）経済的均衡の維持

施行規則では、**行政上の措置（法令、税制、規制または契約条件の変更など）によって事業採算が悪化した場合には、経済的均衡を回復するための調整を行うとしている**（第5条）。

具体的には、事業者が炭化水素省に対して、法令、税制、規制または契約条件の変更により、経済的打撃を被ったことを示す資料を提出する。

炭化水素省は提出された資料を精査し、内容を承認することで、ロイヤルティまたは「統合炭化水素税（Impuesto Integrado de Hidrocarburos：IIH）」の税率を引き下げるとしている（第46条）。

（4）事業者の操業上の義務

施行規則は、事業者の操業上の義務も定めている。以下では、特に重要とされる一部を紹介する。

同規則では、**事業者に対し、自家発電または第3者からの調達によって、操業に必要な電力を継続的かつ安定的に確保することを求めており、石油事業向けの独立発電事業を行う会社の設立も認めている**（第33条）。

随伴ガスについても、事業計画への有効利用計画の記載を求めており（第36条）、未利用ガス量の月次報告（第38条）を義務付けている。

（5）データ・環境管理の強化

施行規則は、事業者に対して、操業データをリアルタイムに炭化水素省へ提供することを求めている（第89条）。

また、新規インフラおよび既存設備の大規模改修に際して、環境に対する影響を測定・監視するための先進的な技術システムを導入することを義務付けている（第90条）。

ロイヤルティと統合炭化水素税の適用税率

前述の通り、施行規則では、石油開発案件を「新規開発鉱区案件」、「既開発鉱区案件」、「超重質油案件」に区分し、それぞれ異なる税率（ロイヤルティ＋統合炭化水素税：IIH）を適用している。

ロイヤルティは、「地下に存在する炭化水素資源の所有者である国家が、生産された原油等の一部を受け取る権利」（第2条49号）と定義されている。つまり、**ロイヤルティは生産量を基準に算定される国の取り分**とされる。

一方、IIHは、採掘事業では、地下から採掘した炭化水素のうち、販売や利用に回すことができる炭化水素の価値を課税対象としている。

つまり、**ロイヤルティは生産された炭化水素の「量」を基準に算定される**。一方、IIHは販売や利用に回す炭化水素の「価値」を基準に課税される。

各区分と適用税率は下表の通り（第43条）。

「新規開発鉱区案件」の合算税率は20%と他の案件区分よりも税率が優遇されている。

新規開発では、大規模な初期投資が必要になるため、税制面で優遇することで初期投資の回収を早めることを目的としている。

ただし、新規開発鉱区案件は、開発の進展に伴い既開発鉱区案件へ区分が変更される可能性がある。しかし、この施行規則には「新規開発鉱区案件」がどのような定義あるいはプロセスで「既開発鉱区案件」に区分が変更されるかは明示されていない。

表：案件区分と適用税率および各区分の定義

区分	適用税率 (ロイヤルティ＋IIH)	区分の定義（要約）
新規開発鉱区 (Greenfield)	20%	全く新しい地域で行われる開発。既存インフラが限定的な案件も含む（LOH施行規則第2条42号）
超重質油鉱区	25%	超重質油を生産し、希釈、混合または改質して取り扱う案件
既開発鉱区 (Brownfield) 生産停止中	30%	既存インフラがあり、過去に操業していたが、現在は生産していない鉱区（LOH施行規則第2条41号）
既開発鉱区 (Brownfield) 生産中	35%	既存インフラがあり、現在も生産している鉱区（LOH施行規則第2条41号）

（１）海上油田、原油改質など含む案件は追加減税

海上油田案件については、前述の適用税率に追加で最大５ポイント税率を引き下げることが可能（第４３条）。

また、事業計画に原油の改質または製油設備の建設・拡張などを組み込む案件についても、最大５ポイントの追加引き下げが認められる（第４３条）。

つまり、「新規開発鉱区案件」が海上油田に該当する場合、または原油改質・製油設備を整備する場合、合算税率が２０％から最大１５％まで引き下げられる可能性がある。

なお、この追加引き下げ措置は、あくまで「最大５ポイント」であり、全ての対象案件が一律で５ポイント引き下げになるとは限らない。

（２）ロイヤルティと IIH の税率内訳は案件ごと

前ページの表の通り、「ロイヤルティ＋IIH」の合計税率は定められているが、ロイヤルティと IIH それぞれの税率は、施行規則では定められていない。

第４４条では、「財務省の賛成意見を得た上で、案件ごとにロイヤルティ率と IIH 率を決定し、合併会社等の活動条件を定める大統領令・決議、または国有企業・その子会社との契約に記載する」としている。

つまり、「新規開発鉱区案件」の合算税率が２０％だとしても、その内訳が、例えばロイヤルティ１０％、IIH１０％で固定されているわけではない。

法人所得税は課税所得に対して発生

施行規則第４５条は、新規開発鉱区案件に対する法人所得税率を３４％と定めている。

その他の案件の税率は、施行規則では明記されておらず、採算確保のため必要な場合には税率の引き下げを申請できる。

なお、法人所得税は、「ロイヤルティ＋IIH」と異なり、炭化水素の生産量（ロイヤルティ）および価値（IIH）に対して課税されるわけではない。

法人所得税は、原油販売収入から、ロイヤルティ、IIH、操業費、減価償却費、その他の損金算入可能な費用を控除した後の課税所得に対して課される。損金控除後に課税所得が生じなければ、法人所得税は発生しない。

つまり、ロイヤルティ＋IIH の合算税率２０％と法人所得税の税率３４％を単純に合計し、「税率５４％」と理解するのは適切ではない。

（１）「新規開発鉱区案件」は加速償却が可能

施行規則第４５条では、新規開発鉱区案件について、最長７年間、加速償却方式を適用できるとしている。

加速償却とは、油田設備、坑井、パイプラインなどの投資資産を、通常の償却期間よりも早く経費として計上する仕組み。

加速償却を適用すると、生産開始後の初期段階に計上される減価償却費が大きくなり、その分だけ課税所得が小さくなる。この結果、初期段階の法人所得税負担が軽減される。

ただし、加速償却は設備投資額そのものを増加させる制度ではない。また税金を恒久的に免除する制度でもない。

初期に多く償却すれば、後に計上できる償却費が小さくなるため、別の見方をすれば法人所得税の支払時期を後ろ倒しにする面がある。

（２）加速償却の効果は案件次第

加速償却の効果は、課税所得が生じる時期に左右される。初期段階が赤字の場合、直ちに得られる効果は限定的となる。

新規開発案件は、多額の費用が発生する。

一方で、生産開始まで原油販売収入は発生しない。従って、初期段階では課税所得が生じない可能性がある。

法人所得税は課税所得が生じなければ発生しないため、収入が生じていない段階では加速償却は意味をなさない。

このため、初期キャッシュフローへの直接的な効果という意味では、ロイヤルティ・IIHの軽減の方が効果が高い可能性がある。

以上